

質問回答

2024年2月19日

ケニア国オルカリアV地熱発電開発事業実施促進支援業務【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

(公示日:2024年1月31日/公示番号 23a00693)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.2 第1章 3.(5) ランプサム(一括確定額請負)型 p.43 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項、2. 業務実施上の条件(3) 現地再委託「環境社会配慮も含め KenGen により実施されており、本案件について再委託は想定していない。」	本案件はランプサム型とのこと、現地再委託の定額計上もないことから、受託者は貴機構との契約締結後に、自由に費目間流用(例えば、旅費から現地再委託費に)が可能という理解でよろしいでしょうか(現地再委託内容想定:情報収集等)。	ランプサム契約における基本的な考え方は、「業務実施契約における契約管理ガイドライン」 1 (jica.go.jp)の52ページをご確認ください。ランプサム契約においては、「契約金額」はあらかじめ確定しており、経費の使い方は「受注者の裁量」です。「発注者」は支出予算の確認を行いません。 精算の方法については、コンサルタント等における契約処理ガイドライン guideline_202310.pdf(jica.go.jp) 第2部(42ページ以降)を参考としてください。
2	p.13 第5条(1)「ケニア関係機関と十分な合意形成を行い」 p.31 【4】(1)「調査の結果に基づき、JICA、KenGen と協議の上」	開発規模、スコープ、融資についての合意形成については、受託者は責任を負えないと考えております。したがって、受託者は当事者間(貴機構と KenGen)で行われる合意形成のための協議を支援するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	p.14 第2章、第5条、(3) 技術的見地からの本業務の位置づけ	「また、地下の地熱貯留層評価に関しては(後略)」について、KenGen が別途実施し	KenGen が実施する最新の地熱貯留層評価モデルや長期的な貯留層および坑井噴出挙動の予測

		<p>ている最新の地熱貯留層評価モデルや長期的な貯留層および坑井噴出挙動の予測は、業務開始後すぐに受領できる想定でしょうか。すぐでない場合はいつ手に入る想定でしょうか。</p>	<p>は、現在手続き中で、すぐに受領できる想定ではございません。調査期間内に入手できない場合は既存の情報にて予測することになります。</p>
4	<p>p.19 第2章、第6条、【2】 （3）オルカリア地熱地帯における地熱資源に関するレビュー</p>	<p>1) について、地熱貯留層モデルのレビューと、モデルのアップデート状況の確認とありますが、地熱貯留層モデルに使用されているソフトウェアは何でしょうか。同ソフトウェアを用いたシミュレーション作業による再現性の確認、レビューと考えるとよろしいでしょうか。 モデルおよびアップデート状況については、業務開始後すぐに受領できる想定でしょうか。すぐでない場合はいつ手に入る想定でしょうか。</p>	<p>再現性の確認は不要です。 KenGen が実施する、モデルおよびアップデート状況については、現在手続き中で、すぐに受領できる想定ではございません。調査期間内に入手できない場合は既存の情報にてレビューすることになります。</p>
5	<p>p.19 第6条 業務の内容、【2】 F/S レビュー1、（2）事業背景と事業実施妥当性の確認、3）事業実施妥当性検証と事業対象の選定</p>	<p>「計画される地域の住民に対するヒアリングを行った結果、事業実施に際して問題が発生する可能性が認められる場合は、本事業の対象外とすることも検討する。」とありますが、現地住民へのヒアリングを行う場合、再委託が必要となりますが、現時点では、ヒアリングの実施は、貴機構側では想定していないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。KenGen が実施した F/S におけるヒアリング結果のレビューを行うため、現時点ではヒアリングの実施は想定していません。</p>
6	<p>p.20 【1】F/S レビュー・環境社会配慮調査 共通 1 （4）既存資</p>	<p>系統解析における条件変更等、現地再委託が必要になった場合、契約変更で現地再委</p>	<p>状況により検討致します。</p>

	料に基づくオルカリア地熱発電開発事業追加発電ユニット設計・仕様を検討（レビュー） 3）送電設備整備計画のレビュー p.43 2.（3）現地再委託「環境社会配慮も含め KenGen により実施されており、本案件について再委託は想定していない。」	託を追加することは可能でしょうか。	
7	p.23 【3】環境社会配慮 1（2）環境社会配慮 コ）	KenGen による環境影響評価手続きにおいて、本事業に関するステークホルダー協議が適切に行われていた場合も、本業務としてステークホルダー協議の開催支援をする必要はありますでしょうか。	KenGen による環境影響評価手続きにおいて、本事業に関するステークホルダー協議が適切に行われていた場合は、本業務としてステークホルダー協議の開催支援をする必要はありません。
8	p.23 【3】環境社会配慮 1（3）住民移転計画	住民移転が発生しないことが確認できた場合、住民移転計画報告書の作成は必要ないという認識でよろしいでしょうか。 また、住民移転計画報告書を作成する場合は、相応の人月が必要になりますが、「p.14（4）環境社会配慮」に記載の追加調査として、契約変更の対象になりますでしょうか。	ご理解のとおり、住民移転が発生しないことが確認できた場合、住民移転計画報告書の作成は必要ございません。 住民移転計画報告書を作成する場合は、「p.14（4）環境社会配慮」に記載の追加調査として、契約変更の対象になります。
9	p.27 【3】環境社会配慮 1（4）非自発的住民移転実施状況確認調査の実施	本事業の土地において、オルカリア IV の建設のために用地取得あるいは住民移転が行われた土地がなかったことが確認できた場合は、住民移転調査報告書の作成は必要ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本事業の土地において、オルカリア IV の建設のために用地取得あるいは住民移転が行われた土地がなかったことが確認できた場合は、住民移転調査報告書の作成は必要ございません。 住民移転調査報告書を作成する場合、KenGen の

		また、住民移転調査報告書を作成する場合は、相応の人月が必要になりますが、「p.14（４）環境社会配慮」に記載の追加調査として、契約変更の対象になりますでしょうか。	F/S 及び他の報告等のレビューができない場合に限り、「p.14（４）環境社会配慮」に記載の追加調査として、契約変更の対象になります。
10	p.29 【3】環境社会配慮 1（５）先住民族計画	先方政府による先住民族計画（IPP）案は、「p.14（４）環境社会配慮」に記載のオルカリア VII の IPP のことを指すという理解でよろしいでしょうか。それとも、別の IPP を指すのでしょうか。 また、ここでレビューする IPP は存在しており、ご提供いただけるということでしょうか。 また、IPP が存在せず、IPP の必要性がないと判断された場合は、IPP の作成は必要ないという認識でよろしいでしょうか。 IPP を作成する場合は、相応の人月が必要になりますが、「p.14（４）環境社会配慮」に記載の追加調査として契約変更の対象になりますでしょうか。また、再委託も必要になるとは思いますが、その場合は再委託も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、先方政府による先住民族計画（IPP）案は、「p.14（４）環境社会配慮」に記載のオルカリア VII の IPP のことを指します。JICA のガイドラインに従い、IPP の必要性がないと判断された場合は、IPP の作成は必要ございません。 IPP が必要な場合、IPP は KenGen が実施した F/S を参考にして頂きます。当該 F/S に IPP が含まれていない場合、作成のため「p.14（４）環境社会配慮」に記載の追加調査として契約変更の対象になります。また、再委託も可能です。
11	p.43 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項、2. 業務実施上の条件、（２）業務量目途と業務従事者構成案、2）渡航回数 の目途	渡航回数 の目途は、「F/S 調査 4 回、環境社会配慮調査 4 回 計 8 回」とありますが、こちらは延べの渡航回数（渡航する団員数×渡航回数）を表示したものでしょうか。	渡航回数 の目途は、延べの渡航回数となります。
2 月 9 日回答済			

12	p.41 プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 表の左欄「特記仕様書案での該当条項」	No.3, 4, 5の「第6条 実施方針及び留意事項」及び「第7条 業務の内容」は、「第5条 実施方針及び留意事項」及び「第6条 業務の内容」と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 「第6条 実施方針及び留意事項」及び「第7条 業務の内容」は、それぞれ「第5条 実施方針及び留意事項」及び「第6条 業務の内容」の誤りですので、読み替えをお願いいたします。
13	p.31-33 第2章、第6条、【4】(2) 3) 準拠ガイドライン	「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」に準拠した概略事業費（無償）積算内訳書と機材仕様書の作成は、プラント物ではFront End Engineering Designが必要となるため、本件業務の期間と予算では現実的ではないと考えます。 また、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（補完編、2023年4月）」の適用範囲は「無償資金協力による実施を前提とする案件」（p.1, 第1章 1-2 適用範囲）となっていますが、本件業務で取りまとめる事業内容は円借款が想定されています。 したがって、本調査業務では概略事業費（無償）積算内訳書と機材仕様書の代わりに、既存発電所のCost Scheduleに可能な限り準じたレベルの積算総括表、各暦年への割り振り、既存設備との比較資料を作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。